



ロウムカフェ



社会保険労務士法人 ハーモニー／代表社員 徳永 康子氏

Q1 65歳以上の人数が人口の1/4を超えたそうですね。これからは65歳以上の人を雇うことも増えそうですが、どのようなメリットがあるのでしょうか。

A1 最近人手不足ですから、65歳を過ぎても元気であれば様々な仕事の選択肢があるようです。いくつになっても仕事があるのは嬉しいことですね。

実際、65歳から年金がもらえるとは言っても、豊かな老後を送れるだけの十分な金額は厳しいです。年金を受給しながら働く事で、頭や身体を使い元気にもなれますから65歳以上でも就労希望者は大幅に増加しています。一億総活躍社会と言われており、企業側も高齢者を活用することがますます重要になってきていますね。

さて、各企業の人手不足を解消するため、高齢者を活用することの具体的なメリットを考えてみましょう。若者一人に仮に1ヶ月20万、28万、36万の給与を支払ったとします。1ヶ月の所定労働時間を160時間とした場合に時給計算をすると、以下の表の通りとなります（単価は賞与や社会保険料は考慮していません）。

（単位：円）

月給	時給換算	時間外	高齢者の時給
200,000	1,250	1,563	1,500~2,000
280,000	1,750	2,188	
360,000	2,250	2,813	

元気で働きもの高齢者に1,500円から2,000円の時給を支払ってもペイできるということがお分かりになると思います。

高齢者の雇用形態としては、フルタイム、パート、期間限定の有期雇用等ありますが、他の年代に比べて正規雇用を希望する方が少ないため、合意の上でフレキシブルな選択ができるでしょう。

高齢者は、短時間なら元気で働けますし、朝は早起きです！

Q2 65歳以上でも雇用保険に加入した方が良いでしょうか？加入するにはどうしたら良いでしょうか、また、どのようなメリットがあるのでしょうか？

A2 雇入れ時に65歳以上の方は、現在は雇用保険に入れません。法改正により平成29年1月1日以降は加入できるようになります。

加入要件は、若者と同じく所定労働時間週20時間以上です。所定労働時間は契約している労働時間ですから契約内容には注意して下さい。

65歳以上の被保険者は「高年齢被保険者」といい、失業した場合には「高年齢求職者給付金」が支給されます。これは65歳未満と異なり「年金」との調整もありませんので魅力的ですね。

高年齢受給資格者は、就職促進手当、移転費、求職活動支援金、教育訓練給付金の支給対象にもなります。一定の要件に該当すれば、育児休業給付金や介護休業給付金の支給対象ともなります。

例えば、65歳以上の高齢者が90歳の母の介護で介護休業給付金を受給するというのも想定しているのでしょうか。老々介護と呼ばれるケースですが、今後は増えてくるだろうと思います。

一方、雇用保険料は、その年度の4月1日時点で64歳の方は免除されていましたが、平成32年4月1日以降はこの免除制度がなくなり、会社も本人も負担となりますので、高齢者を多数雇用している会社は特にご注意ください。

今回の法改正に伴い、失業認定が厳しくなると予想されています。私も知りませんでしたが、「循環的離職者」という、就職と失業を繰り返す人がいるようです。具体的には、過去3年以内に3回以上同一の事業所に連続して就職し、かつ、その間に1回でも基本手当を受けたことがある人を言います。真面目に働きましょうね！

【社会保険労務士法人 ハーモニー】

TEL 043-273-5980